

訪問介護 重要事項説明書

(令和6年4月1日)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標設定して計画的にサービス提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 施設の名称・所在地等

事業所名	社会福祉法人長生会 訪問介護だるまさん
指定番号	1276800164
所在地	〒299-4345 千葉県長生郡長生村本郷5366-72
管理者名	市原 幸子
電話番号	0475-30-0288
FAX番号	0475-30-0255
サービスを提供する地域	長生村、茂原市、一宮町、睦沢町、白子町

(2) 事業所の従業者体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者		事業の一元的な管理	1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護サービス計画書作成・調整・管理・調査等	1名		1名
事務職員		一般及び介護事務	1名		1名
従業者	介護福祉士	訪問介護	1名	3名	4名
	ホームヘルパー 2級	訪問介護	0名	2名	2名

(3) サービス提供及び営業時間帯

サービス提供時間帯 月～日曜日 午前8時00分～午後6時00分

事業所営業時間帯 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(12月31日～1月3日までの年末・年始は休業)

3. 利用料金等

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金

	サービス内容	利用料金	利用者負担額 1割負担額	利用者負担額 2割負担額	利用者負担額 3割負担額
身体介護 0	身体介護 20 分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
身体介護 1	身体介護 20 分以上 30 分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
身体介護 2	身体介護 30 分以上1時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
身体介護 3	身体介護1時間以上 1時間 30 分未満	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
生活援助 2	生活援助 20 分以上 45 分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
生活援助 3	生活援助 45 分以上	2,220 円	220 円	440 円	660 円
身体 1 生活 1	身体介護 30 分未満 生活援助 20 分以上 45 分未満	3,090 円	309 円	618 円	927 円
身体 1 生活 2	身体介護 30 分未満 生活援助 45 分以上 70 分未満	3,740 円	374 円	748 円	1,122 円
身体 1 生活 3	身体介護 30 分未満 生活援助 70 分以上	4,390 円	439 円	878 円	1,317 円
身体 2 生活 1	身体介護 30 分以上 1 時間未満 生活援助 20 分以上 45 分未満	4,520 円	452 円	904 円	1,356 円
身体 2 生活 2	身体介護 30 分以上 1 時間未満 生活援助 45 分以上 70 分未満	5,170 円	517 円	1,034 円	1,551 円
身体 2 生活 3	身体介護 30 分以上 1 時間未満 生活援助 70 分以上	5,820 円	582 円	1,164 円	1,746 円
身体 3 生活 1	身体介護 1 時間以上 1 時間 30 分未満 生活援助 20 分以上 45 分未満	6,320 円	632 円	1,264 円	1,896 円
身体 3 生活 2	身体介護 1 時間以上 1 時間 30 分未満 生活援助 45 分以上 70 分未満	6,970 円	697 円	1,394 円	2,091 円
身体 3 生活 3	身体介護 1 時間以上 1 時間 30 分未満 生活援助 70 分以上	7,620 円	762 円	1,524 円	2,286 円

令和 6 年 4 月改正

※やむを得ない事で、かつ、ご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金をいただきます。

(2)加算

① 初回加算

200単位 自己負担額 200円

② 緊急時訪問介護加算

1回につき 100単位 自己負担額 100円

③ 生活機能向上連携加算

(Ⅰ) 100単位/月 自己負担額 100円

(Ⅱ) 200単位/月 自己負担額 200円

④ 口腔連携強化加算 1回につき 50単位(月1回まで) 自己負担額 50円

事業の職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関およびケアマネジャーへ評価結果の情報提供を行う。評価にあたっては、診療報酬の歯科訪問診療科の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数に18.2%を乗じた単位数

(令和6年6月1日より)

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 電話 0475-30-0288

① 利用日の午前8時00分までに連絡をいただいた場合	無料
② 利用日の午前8時00分以降に連絡をいただいた場合	当該基本料金の100%
③ 利用日の訪問時に不在であった場合	当該基本料金の100%

(4)その他

① ご利用者のお宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者の負担になります。

② 料金のお支払い方法

翌月10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までに(自動引落・当事業所指定銀行口座へ振込み・現金支払い)の方法でお支払いください。

お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

なお、自動引落及び振込みの場合の手数料はご利用者側の負担となります。

4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 当事業所は、介護保険適用範囲内でのサービスに限り、サービスの提供をさせていただきます。
保険適用範囲以外のサービスについては、お断りさせていただきます。
- (2) 当事業所は、居宅介護サービス計画(ケアプラン)に基づいて、サービスの提供をさせていただきます。よってケアマネジャーの同意を得られないサービスについては提供致しかねます。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のおもてなしはお受けできません。

5. 訪問予定の変更・取り消しについて

当事業所は、ご利用者の方々に平等のサービス提供させて頂く為に、ご連絡を頂いた場合でも訪問予定日や時間の変更等、ご希望に添えない場合もあります。

- (1) 訪問予定日の変更については、提供月の前月中に、担当のケアマネジャーにご連絡下さい。
- (2) 訪問予定時間の変更は、原則として前日の午後5時30分までに当事業所までご連絡下さい。
時間内にご連絡頂いても翌日の予定によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- (3) 訪問予定取り消しについては当日午前8時までご連絡下さい。なお、連絡なしに訪問時ご不在の場合や訪問中の取り消しについては、キャンセル料が発生しますので、ご了承下さい。
- (4) 訪問担当者の変更については、やむを得ない事情がない限り、お受けできません。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により、事故が発生した場合には、御家族、市町村、主治医等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 感染症予防及び災害対応への取組み

感染症予防及び災害時に関する取組みとして、各委員会の設置、指針の整備、研修会の開催、定期的に訓練等を実施します。

また、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に努めます。

12. 虐待防止への取組み

ご利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待発生または再発を防ぐ為の指針の整備、委員会の設置、定期的に研修会を開催し虐待防止、発生予防に努めます。

13. 契約解除（事業者からの申し出による契約解除）

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や職員に対して禁止行為を繰り返すなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することができます。

《介護サービス利用にあたっての禁止行為》

- (1)職員に呈して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの行為
- (2)パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、シルバーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- (3)サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットに掲載すること。

14. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談担当者：サービス提供責任者 吉野美紀

ご利用時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

電話番号：0475-30-0288

※苦情処理第三者委員 吉野 正之 並木 武彦

電話番号：0475-30-0121

公正中立な立場で、苦情を受け付けて相談にのっていただける委員です。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

長生村役場 健康推進課

所在地：千葉県長生郡長生村本郷1-77

電話番号：0475-32-6810

千葉県 国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地：千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号：043-254-7426

茂原市役所 高齢者支援課 介護給付係	電話番号 : 0475-20-1610
長生村役場 福祉課 介護保険係	電話番号 : 0475-32-6809
一宮町役場 福祉健康課	電話番号 : 0475-42-1431
白子町役場 保険福祉課 介護保険係	電話番号 : 0475-33-2113
睦沢町役場 福祉課 福祉介護班	電話番号 : 0475-44-2504

15.損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められた場合には、ご利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県長生郡長生村本郷5366-72

事業所名 社会福祉法人 長生会 訪問介護 だるまさん
(指定番号 1276800164)

事業者名 理事長 鈴木 勝幸 (印)

説明者 サービス提供責任者 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについての重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 (印)

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名 (印) (続柄)